

国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日 地方分権推進委員会）を踏まえ、地方分権推進一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））により整理されたもの。

	適用関係			保険料徴収関係		記録管理関係	年金給付関係				
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料		1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払	
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。